

# 専攻科生心得

専攻科生として、人間性を磨き、漁業、操船・機関、海洋保全、国際理解等に関する知識や技術を身に付け、本科生の目標と成るとともに、地域や水産海洋関連産業分野でリーダーとして活躍できる職業人を目指す。

## 登校・下校

1. 始業5分前までの登校を心がけること。
2. 止むを得ずして欠席、遅刻、早退する時は、担任等に連絡すること。

## 定期考査

1. 考査中不正行為や疑われる行為をしないこと。不正行為のあった場合には、当該科目を0点とする。
2. 5分前に入室し着席すること。
3. 考査実施時間中は、途中の退出は原則として認めない。
4. その他の考査、各種テストもこの項の一部又は全部を適用する。

## 頭髪・服装・装身具等

頭髪は、常に清潔にすることをこころがけ、下記①から③を遵守する。なお、頭髪・服装・装身具等の指導判断は、専攻科担任を中心として行う。

### ① 頭髪等

1. 清潔な髪型とする。
2. 一般的な就職試験に対応しうる髪型を普段から保つ。

### ② 服装等

1. 登校・下校時および校内においては、黒又は紺系統のスラックス、スカートおよびカッターシャツ等を着用する。ただし、担任が認める特別の場合は、実習で使用する作業着等を着用してもよい。
2. その他華美な服装や装身具等は避ける。

### ③ その他

1. 登下校時の履物は運動靴又は革靴とする。雨天時は雨靴でもよい。
2. ゲーム機や麻雀等の持ち込みを禁止する。

## 校外生活

1. 事故や怪我の際には、速やかに学校に連絡する。
2. 住所・下宿が変わった時には担任に申し出る。

## 自動車の取り扱い

登下校に自動車の使用が必要な場合は、本人・保護者の申請に基づき、校長が個別の状況を検討し判断する。必要と認められた場合には、保護者の責任・監督のもとに自動車による登下校を許可する。許可された場合には以下の1～7を遵守すること。

1. 社会生活における自動車の交通法規や交通マナーを守ること。  
交通法規に違反した場合や、人身事故をおこした場合は許可を取り消す。
2. 自動車を他人に貸してはならない。
3. 高校生（本科生）を同乗させない。
4. しろちどり岸壁前の指定駐車場（証明書配付）を使用し、校内を走行しない。
5. 整備状態良好でない自動車は使用しない。
6. 年度に1回以上、学校が指定する交通安全講習会などに参加する。
7. 申請書・誓約書と免許証（写）を提出する。

# 登下校における自動車等の使用に関する申請書・誓約書

三重県立水産高等学校  
宛

令和 年 月 日

専攻科生徒心得に基づき、登下校に自動車を使用したく申請します。  
私は、登下校における自動車の使用について、以下を厳守することを誓約いたします。

## 記

- 1 社会生活における自動車の交通法規や交通マナーを守り、常に安全で周囲に配慮した運転につとめます。
- 2 許可された自動車以外を登下校に使用しません。
- 3 許可された自動車を他人に貸しません。
- 4 高校生（水産高校本科生徒等）を同乗させません。
- 5 しろちどり岸壁前の指定された駐車場所を使用し、校内を走行しません。
- 6 整備状態良好でない自動車は使用しません。
- 7 登校に関わらず違反・事故等があった場合にはすぐに学校に連絡します。
- 8 暴走行為やあおり行為、その他迷惑行為を行いません。
- 9 免許の更新や車検等は遅滞なく行っただうえで、任意保険に加入し万一に備えます。

以上

※交通法規に違反した場合や、人身事故を起こした場合、上記誓約が守られなかった場合は許可を取り消すことがある。

住所

氏名

保護者名

免許の種類 (例：普通・中型)

車名 (メーカー＋名称) (例：トヨタ セリカ)

車種 (車検証の種別) (例：軽自動車・普通)

在籍地および登録番号 (例：三重 300 あ 1234)

保険等有効期間

車検証：令和 年 月 日 自賠責保険：令和 年 月 日

任意保険：令和 年 月 日 (特記事項 )

# 自動車通学許可証

承認番号：〇〇

専攻科・学年 漁業 2年  
氏名 〇〇 〇〇  
駐車場番号 〇〇  
車名等 トヨタ 〇〇  
登録番号 伊勢志摩 500 あ 1 2 3 4  
承認年月日 令和〇年〇月〇日

承認者 三重県立水産高等学校長

印

## 【誓約書の内容】

- 1 社会生活における自動車の交通法規や交通マナーを守り、常に安全で周囲に配慮した運転につとめます。
- 2 許可された自動車以外を登下校に使用しません。
- 3 許可された自動車を他人に貸しません。
- 4 高校生（水産高校本科生徒等）を同乗させません。
- 5 しろちどり岸壁前の指定された駐車場所を使用し、校内を走行しません。
- 6 整備状態良好でない自動車は使用しません。
- 7 登校に関わらず違反・事故等があった場合にはすぐに学校に連絡します。
- 8 暴走行為やあおり行為、その他迷惑行為を行いません。
- 9 免許の更新や車検等は遅滞なく行ったうえで、任意保険に加入し万一に備えます。

※ここでの自動車とは、道路交通法における普通自動車をいう。

## 【注意事項】

- 1 許可を受けた自動車等を変更したときは、速やかに届出ください。
- 2 交通法規に違反した場合や、人身事故を起こした場合、上記誓約が守られなかった場合は許可を取り消すことがあります。
- 3 任意保険に加入していない場合は、保護者と相談し加入を検討ください。